

白 糠 町 農 業 委 員 会
第 9 回 総 会 議 事 録

自 平成30年 6 月28日
至 平成30年 6 月28日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 9 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平成30年 6 月 28 日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	石 田 正 義	○	○	農 地
2	對 木 範 誉	○		農 地
3	酒 井 伸 吾	○		総 務
4	松 本 隆 志	○		総 務
5	中 河 敏 史	○	○	農 地
6	澁 谷 幸 子	○		総 務
7	峯 田 弘 子	○		農 地
8	照 井 明	欠		農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 山田雄大
主 幹 齊藤嘉重
主 任 澁谷直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名
日程 2 会務報告
日程 3 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請
日程 4 議案第27号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告
日程 5 議案第28号 現況証明願

開会 午後 1 時30分

議長 これより第 9 回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員数は 8 名であります。
8 番、照井委員より欠席の届け出があります。

白糠町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第 1 「議事録署名委員の指名」を行います。
本日の議事録署名委員は、会議規則第 13 条第 2 項により、2 名の委員を議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。
1 番 石田委員、5 番 中河委員。以上 2 名を指名いたします

日程第 2 「会務報告」をいたします。
5 月 29 日から 31 日は、「平成 30 年度全国農業委員会会長大会及び北海道選出国會議員要請集会」が東京で開催され、私が出席しております。
内容は、北海道選出国會議員要請活動並びに平成 31 年度農業施策と予算に関する要望が主なものであります。
6 月 11 日の副町長の選任に伴う辞令交付には、私が出席しております。
6 月 14 日の「現況調査」には、照井委員、酒井委員、松本委員の 3 名にて調査を実施しております。議案の審議事項にもなっておりますので、後ほど調査委員から報告していただきます。
以上、会務報告とさせていただきます。

日程第 3 「農地法第 3 条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。
斉藤主幹よろしく願いいたします。

斉藤主幹 議案第 26 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」。
下記のとおり農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、許可について、本会の審議を求める。
平成 30 年 6 月 28 日提出。
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。
記。
号別 1、貸主 ●●● 借主 ●●●
号別 2、貸主 ●●● 借主 ●●●

次のページをおめくり願います。
号別 1 から順次ご説明いたします。

貸主であります●●●様から借主であります●●●様への賃貸借になります。貸付の開始が平成30年7月1日から平成40年6月30日までの10年間となり、年間●●●万円となります。

号別2であります。貸主、●●●様から借主であります●●●様への賃貸借になります。貸付期間は号別1と同様で、年間●●●万円となります。

●●●様は馬を飼養していることから、土地の使用用途が採草放牧地になります。

この案件に関しましては、先月の総会でも、●●●様と●●●様との賃貸借の申請がありましたが、今回は追加の案件にもなります。

先月まで、すべて契約の協議が整わなかったため、今月の総会で申請が上がってきたものであります。

以上、議案第26号の説明とさせていただきます。

議長 議案第26号の質疑をお受けいたします。

石田委員 平成30年7月1日から10年間の●●●万円となっているが、10年間で●●●万円なのか。それと1年間で●●●万円なのか。

斉藤主幹 1年間●●●万円ということで、毎年12月20日までに農協の指定口座に年間●●●万円、●●●年間支払うことになっています。実は3条の許可申請以外にも、個別の契約がありますので、このような年間いくら、いつまでのお支払、指定先の口座等が明記されていますので、個人の契約にはそのように記載されています。

石田委員 年間●●●万円とすると、月割りにすると●●●万円になる。平成30年は6月から12月までなのか、そこはどのようになっているのか。

斉藤主幹 総会で決定されてから、改めて効力が発揮しますので、そのことを見据えまして、まず契約期間を総会終了後、7月1日からはじめるということで、そこからは通年となります。季節の期間を定めなくて、通年で7月1日から6月30日を1年間。その繰り返しで10年間の契約内容となっています。

中河委員 位置図になります。地図の青い部分、●●●さんが借りるところ、表の小さい部分と、地番図が一致しない。

斉藤主幹 正確にこの地図を見ますと、おっしゃるとおりで、わずかに誤差があります。号別2の青い部分の●●●様と●●●様の地図を見ていただくと、両方とも内地番になっています。実はこの土地は下の方に伸びて続いております。この続いている土地は先月の●●●様との内地番で契約がなっているところで、本来であればこの位置図も細かく分断すればいいのですが、システム上どうしても位置図はどうしても大きめに出てまいりますので、位置図に関しましてはあくまでもこの箇所ということで留めていただければ、大変助かります。地番図は正確に線を引いていますので、地番図が正確な賃貸の内容となっております。

議 長 他にありませんか。

(出席委員) (なし)

議 長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第26号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第4 議案第27号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告」について議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹よろしくお願いたします。

斉藤主幹 議案第27号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告」。

下記の者より農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告書の提出があり、要件の確認について本会の審議を求める。

平成30年6月28日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、法人の名称 ●●●

次のページをご覧ください。

「農地所有適格法人要件確認書」

確認書の要件は、4つに分かれております。

法人形態要件：農業経営を安定して行える法人形態であること。

事業要件：主たる事業が農業（農業関連事業も含む。）であること。

構成員要件：構成員（＝出資者）の2分の1以上が農業関係者であること。

役員要件：役員又は重要な使用人のうち1人以上の者が農作業に従事すること。

これらすべて満たしております。

以上、議案第27号の説明とさせていただきます。

議 長 議案第27号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議 長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第27号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第5 議案第28号「現況証明願い」についてを議題といたします。
恐れ入りますが、ここで●●●は会議規則第10条の規定により関わり
がありますので、議事に参与することができませんので、一度退席して
いただきたく存じます。

暫時休憩をいたします。

《●●●退席》

休憩を解き、会議を再開いたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を斉藤主幹よろしくお願いいたしま
す。

斉藤主幹 議案第28号「現況証明願い」。
下記のとおり農地法関係事務処理要領に基づく願出があったので、
証明について本会の審議を求める。
平成30年6月28日提出。
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。
記。
号別1、願出人●●●
号別2から6の願出人につきましてはすべて●●●であります。
次のページでございます。
号別1の所在地は、●●●、筆数は7筆です。面積は●●●平方メー
トル。公簿地目は「畑、牧場」であります。土地の所有者は●●●様で
願出人と同じであります。
願出理由は地目変更です。
以上、号別1の説明とさせていただきます。

議長 それでは、調査にあたりました、現況調査委員の松本委員より調査報
告をお願いします。

松本委員 4番 松本です。
現況調査の結果について報告します。
6月14日、私と酒井委員、照井委員の3名において現地を確認いたし
ました。
申請地は農地として利用されておらず、現状は農地、採草放牧地以外
と判定したところであります。
以上、号別1の調査結果の報告とさせていただきます。

議長 議案第28号、号別1についての質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。

よって、議案第28号、号別1につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議長 　　ご異議なしと認めます。
暫時休憩します。

《峯田委員入室》

会議を再開します。
引き続き、号別2の審議をおこないます。
事務局職員に議案の朗読及び説明を斉藤主幹よろしくお願いいたします。

斉藤主幹 　　号別2、願出人●●●
号別3以降の願出人、願出理由も地目変更で同様でございます。
号別2から6につきましては、庶路の乳呑地区及び宮下地区であります。
地図をご覧になっていただきますと、乳呑から宮下に渡って幅広く現地の確認をおこなったところであります。
願出人であります●●●につきましては、太陽光発電事業者でもあります。本社は札幌市、支店は釧路市の●●●となっております。
それでは、号別2から順次説明いたします。
号別2の所在地は、●●●、筆数は3筆、面積は●●●平方メートル。公簿地目は「牧場、畑」であります。土地の所有者は●●●様です。
号別3の所在地は、●●●、筆数は2筆、面積は●●●平方メートル。公簿地目は「牧場」であります。土地の所有者は川原雄二様です。
号別4の所在地は、●●●、筆数は2筆、面積は●●●平方メートル。公簿地目は「牧場」であります。土地の所有者は●●●様です。
号別5の所在地は、●●●、筆数は7筆、面積は●●●平方メートル。公簿地目は「牧場、畑」であります。土地の所有者は●●●様です。
号別6の所在地は、●●●、筆数は1筆、面積は●●●平方メートル。公簿地目は「畑」であります。土地の所有者は●●●様です。
以上、号別2から6の内容説明とさせていただきます。

議長 　　それでは、引き続き、調査にあたりました、現況調査委員の松本委員より調査報告をお願いします。

松本委員 　　4番 松本です。
号別2から6につきまして現況調査の結果について報告します。
申請地は農地として10年以上利用されておらず、現状は農地、採草放牧地以外と判定したところであります。
以上、調査結果の報告を終わらせていただきます。

議長 　　議案第28号、号別2から6についての質疑をお受けいたします。

對木委員 　　この土地の箇所はどこか。

斉藤主幹 ●●●様の周辺地になります。

石田委員 ●●●、願出人だが、これは何に利用しようしているのか。

斉藤主幹 太陽光発電事業者ということで、まずは土地の地目変更が終わりましたら、その土地を買収する計画になっています。それが整ったら太陽光という考えがあるのですが、それは予定、計画ということで、先ずは地目変更をした上で用地買収をするとのこと。

石田委員 この会社のことはわからないが、釧路市に出張所があるらしいのだが、道内ではこの企業が、こういった類の農地だとか山林だとか買収している例は調べたか。

斉藤主幹 特に道南、白老の近辺は相当数買収が進んでいて、太陽光発電ということで、土地と太陽光パネルをセットにして、金額では2千万円以上の価格でインターネットに掲載しております。特に道南では実績がありません。

石田委員 山林ブローカーの類でないということは、確認しているのか。この類は相当調査をしないと、外国系のいわゆるブローカーとグルになって、道南で太陽光をやっているようだけど、そういうことをやりながら山林を転売すると聞いている。その辺、これからこういう類のどんどん入ってくるようであれば、相当厳密に調査する必要があると思う。

事務局長 私どもの方で、今回、●●●と折衝した中では、土地ころがしだとか、山林を買って第三者に移譲するような会社ではありません。

中河委員 この太陽光の問題、先日もテレビでもやっていたのですが、いまの買い取り価格は半分になっている。その中で10年経ったら買取もできなくなるのではないかと懸念が出ています。それで、テレビの中では蓄電する装置がコストが下がってきているので、蓄電装置を付けて自分で使えるようにと盛んに言っていた。その点を含めて本当にやるのかを確認してからというわけにはいかないのか。

斉藤主幹 土地の地権者が、現状の土地を確認して下さいと来た時は、それを拒むことはできない。今の土地の状態を確認して下さいと、農地なのか農地ではないのかを確認して下さいとの判定なのです。そこが非農地との判定になってしまえば、その地権者が原野なり雑種地なり地目を変更する。そうすると農地法上の縛りがなくなるので、後はご自由ということになります。ただ、ここが農業振興地域に含まれていれば話は別です。農業振興地域内であって、農地ではないという場合であっても、そこは制限がかかってしまうので、ここは農地ではないと判断しても、そこは道の権限に及ぶところなので、簡単に太陽光を立てることはできません。

議長 他にありませんか。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、議案第28号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第28号につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議案につきましては、全て終了いたしました。

これをもちまして、第9回農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会時間 午後 1 時55分)